

## 費用はかかるの？

タブレット端末の貸し出しは無料です。  
ただし、通信費用は自己負担となります。  
契約する通信会社により料金プランは異なります。  
初期費用や毎月の使用料に対して補助制度があります。

対象経費	補助額（税込み）
SIM契約基本使用料	上限1,430円/月
SIM手配料	上限434円/1回限り
契約初期費用	上限3,300円/1回限り

## タブレット端末を活用した取り組み事例

福祉活動団体・あつまっふるによるリモート体操教室



胆振東部地震で被災し、応急仮設住宅で生活していた方々に人気を集めた仮設住宅体操教室が、利用者の要望を受けて、10月20日から総合福祉センターで再スタートしました。

町内の有志団体・あつまっふるによるもので、新たな取り組みとして、会場に行けない方も参加できるように、タブレット端末を使った「遠隔体操教室」もスタートする予定です。

10月26日と28日の2日間、あつまっふるの担当者向けに「遠隔体操教室」の講習会が開かれました。講習会には2日間延べ26人が参加しました。講師はソフトバンク株式会社の社員で社会貢献活動を行う宮本直哉さんが務めました。ほとんどの方がタブレット端末の操作は初心者でしたが、1人1台タブレット端末が用意され、電源の入れ方など、基本的な操作を学習。すぐに使えるようになりました。



ビデオ通話機能を使って、画面で相手の顔を見ながら会話を体験しました。

これらの機能を使い、「遠隔体操教室」や「見守り」活動などが検討されています。参加者は「顔が見えて声が聞けるので安心」と話していました。



## 高齢者などを対象に

## タブレット端末の

## 貸し出しを行っています



町では、今年2月から高齢者ウェブ見守り環境整備事業として、高齢者などを対象にタブレット端末の貸し出しを行っています。この事業は、日常的な見守り支援や新たな交流手段としてタブレット端末を活用していただき、高齢者福祉サービスの充実を目指すものです。

新型コロナウイルス感染症により、外出を自粛されている方も多く、日ごろ交流している友人や町外のご家族と会えない時間が多くなった方は少なくありません。

そこで、高齢者向けにタブレット端末を活用して、友人やご家族との新たな交流の場を促進しています。

住民課 福祉グループ ☎26-7872

## どんな人が借りられるの？

町内に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者などで、日常的に見守り支援を必要とし、以下のいずれかに該当する方が対象です。

- ①町やその他機関による見守り支援を受けている方
- ②要支援、要介護認定などを受けている方
- ③その他必要と認められる方



利用者の状況(11月30日現在)  
貸与しているタブレット端末数

19台

## 借りるためにはどうすればいいの？

住民課にある申請用紙に必要事項を記入して提出してください。

貸し出し期間は、申請年度末までです。  
※延長を希望する場合は、申請が必要です



申請書は、町のホームページからもダウンロードできます。